

障第260号  
平成29年4月25日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

就労系障害福祉サービスにおける教育と福祉の連携の一層の推進に  
ついて

このことについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から、別添のとおり通知があり、就労継続支援B型の利用に係るアセスメントの取扱いについて見直しが行われましたので、その趣旨及び内容について十分にご確認いただきますようお願いいたします。

所属	健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	山田	担当	小川
電話	058-272-1111 内 2686		
FAX	058-278-2643		